

○暴走行為者等に対する行政処分事務の取扱いについて

(昭和55年 6 月12日 例規第16号)

[沿革] 昭和56年 7 月例規第14号、62年 3 月第18号、平成 9 年 8 月第32号、30年 3 月第 8 号、31年 4 月第23号、令和 3 年 3 月第16号、4 年 7 月第22号改正

このたび運転免許の行政処分事務取扱規程（昭和47年 8 月奈良県公安委員会規程第 2 号。以下「規程」という。）の一部が改正され、昭和55年 6 月14日から暴走行為者等に対する行政処分が強化されることとなったから、次により適正に運用されたい。

記

1 用語の意義

本通達における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 暴走行為者 暴走行為を行った者をいう。
- (2) 暴走行為指揮者等 暴走行為を指揮し、又は率先助勢した者をいう。
- (3) 共同危険行為等同乗者 共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していた者をいう。
- (4) 集団走行暴力行為者等 集団走行暴力行為をし、又は集団走行暴力行為を教唆若しくはほう助した者をいう。
- (5) 共同危険行為類似行為者 2 年以上の自動車等の操縦者が、道路以外の場所において 2 台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をした者をいう。
- (6) 暴走集団 道路交通法第68条に規定する共同危険行為等禁止違反を行うおそれのある集団をいう。
- (7) 自動車登録番号標等隠ぺい行為者 暴走集団に参加した運転者であって、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第 4 項、第19条、第36条（第73条第 2 項において準用する場合を含む。）、第73条第 1 項（第97条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第98条第 1 項若しくは第 3 項（不正使用に関する部分に限る。）の規定（以下「道路運送車両法の規定」という。）に違反する行為をしたものをいう。
- (8) 自動車登録番号標等隠ぺい行為指揮者 暴走集団に参加した運転者を指揮して、当該暴走集団の通行に際し道路運送車両法の規定に違反する行為をさせた者をいう。

2 暴走行為者等の認定

- (1) 暴走行為者の認定

ア 暴走行為者の認定は、暴走行為認定カード（別記様式第1号。以下この項において「認定カード」という。）によって行うこととする。このため取締りにあたった現場責任者（警察官）は、当該暴走行為に対する他の警察官の現認状況を十分確認する等その認定に客観性をもたせるよう配意すること。

イ 認定カードの記入は、次の事項を総合的に判断して行うものとする。

(ア) 暴走行為の日時・場所

(イ) 暴走行為者の集団走行グループとの関係

(ウ) 暴走行為に係る集団走行グループの自動車等の走行台数及び集団走行状況

(エ) 違反行為の内容

(2) 暴走行為指揮者等、共同危険行為等同乗者、集団走行暴力行為者等又は共同危険行為類似行為者の認定

暴走行為指揮者等、共同危険行為等同乗者、集団走行暴力行為者等又は共同危険行為類似行為者の認定は、原則として当該事案の取締責任者又は捜査責任者が、捜査報告書、供述調書等の資料（以下「認定資料」という。）によって行うものとする。

(3) 暴走集団の認定

ア おおむね5台以上の自動車で集団を形成していること。

イ 集団に参加した運転者間に指揮者等の指示、事前共謀、現場共謀等により共同危険行為等禁止違反を行うことの意味又は集団走行に際し、状況によっては共同危険行為等禁止違反を行うこととなることもあるという認識があること。

(注) 認定に当たっての判断項目は、次のとおりとする。

① 暴走集団を現認した日時・場所

② 暴走集団に参加した者の属している暴走族のグループ名及び当該グループの主な構成員の氏名

③ 暴走集団の自動車の台数

④ 暴走集団の走行状態

⑤ 旗、ステッカー、服装等

⑥ 自動車登録番号標等の隠ぺい方法

⑦ 指揮者等の指揮、事前共謀、現場共謀等の内容

(4) 自動車登録番号標等隠ぺい行為者の認定

ア 暴走集団に参加している運転者であること。

イ 暴走集団の通行に際し、道路運送車両法の規定に違反する行為をしたこと。

(注) 認定は、自動車登録番号標等隠ぺい行為者認定カード（別記様式第2号）に

よって行うこととする。

(5) 自動車登録番号標等隠ぺい行為指揮者の認定

ア 事前に、又は暴走集団の通行に際し、暴走集団に参加した運転者に対して道路運送車両法の規定に違反する行為を行うよう指揮したこと。

イ その指揮を受けて暴走集団に参加した運転者が暴走集団の通行に際し、道路運送車両法の規定に違反する行為をしたこと。

前記(3)、(4)及び(5)の認定は、原則として道路運送車両法違反に係る現認報告書、捜査報告書、供述調書及び暴走集団であることの認定資料によって当該事案の取締責任者又は捜査責任者が行うものとする。

3 行政処分関係書類の送付

地域課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は警察署長は、暴走行為に係る事案を取り扱ったときは、規程第4条に規定する書類のほか、奈良県警察暴走族対策総合活動要綱の制定について（昭和55年3月例規第8号）に規定する「暴走族被疑者検挙報告（別記様式第7号）」及び暴走行為認定カード、自動車登録番号標等隠ぺい行為者認定カード又は認定資料を直ちに運転免許課長に送付するものとする。この場合において、人身事故用行政処分原票、物損事故用行政処分原票若しくは交通切符（物損事故に用いる場合を含む。）及び交通反則切符のうちの取締り原票又は交通切符等によらないで基本書式若しくは簡易書式による場合の違反調査表及び違反・違反外報告書（行政処分票）（以下「取締り原票等」という。）の送付に当たっては、取締り原票等の右肩欄外に「㊤」の表示をするものとする。

4 警察本部における処置

運転免許課長は、前項の規定に基づき行政処分関係書類の送付を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 交通指導課長に通報するとともに、暴走行為者、暴走行為指揮者等、共同危険行為等同乗者、集団走行暴力行為者等、共同危険行為類似行為者、自動車登録番号標等隠ぺい行為者又は自動車登録番号標等隠ぺい行為指揮者の認定に誤りがないかどうかの確認を行い、しかる後、規程に基づき違反登録及び行政処分の手続きを行う。
- (2) 運転者管理センターから当該違反行為に係る暴走行為者の累積点数が「処分該当」である旨の通報を受けた場合は、規程第6条の規定に基づき措置する。

5 その他

- (1) 行政処分に係る通知書（道路交通法施行規則第30条及び第37条の5第1項に規定する通知書をいう。）理由欄の記載方法は次によるものとする。

ア 暴走行為指揮者等及び共同危険行為等同乗者に係る処分については、「

年 月 日、〇〇違反関与」とする。

イ 集団走行暴力行為者等に係る処分については、「 年 月 日、道路における危険行為等」とする。

ウ 共同危険行為類似行為者に係る処分については、「 年 月 日、道路外における共同危険行為」とする。

エ 暴走行為者に係る処分については、特記事項を記載せず現行どおりとする。

オ 自動車登録番号標等隠ぺい行為者に係る処分については、「 年 月 日、道路における危険行為」とする。

カ 自動車登録番号標等隠ぺい行為指揮者に係る処分については、「 年 月 日、道路における危険行為関与」とする。

- (2) 本通達に規定していない行政処分についての手続き、処分決定及び処分執行等については、規程並びに点数制度による行政処分事務処理要領の制定について（昭和44年9月例規第29号）に定めるところによるものとする。

別記様式第 1 号

暴 走 行 為 認 定 カ ー ド			
氏 名 (生年月日)		(年 月 日 歳)	職 業 学校名
日 時 等		年 月 日 時	土曜、日曜 その他 ()
違 反 場 所			
使 用 車 両		☐ 四 輪 ☐ スポーツタイプ ☐ 改造車両 ☐ 二輪 (cc) ☐ その他	
集 団 走 行 グ ル ー プ		☐ 加入 (グループ名) ☐ 非加入 (参加理由)	
走 行 目 的		☐ 集団走行 ☐ 対立抗争 ☐ その他 ()	
暴 走 行 為 の 状 況	集 団 走 行 状 態	☐ 広がり走行 ☐ 蛇行走行 ☐ 縦列走行 ☐ 一定区間の周回 ☐ 交互追越 ☐ その他 ☐ 走行台数 台 (☐ 四輪 台 ☐ 二輪 台)	
	違 反 行 為	☐ 速度超過 ☐ 信号無視 ☐ 整備不良 ☐ その他 ()	
備 考			
検 挙 者		年 月 日 所属 階級 氏名	㊞
認 定 者		年 月 日 所属 階級 氏名	㊞

別記様式第2号

自動車登録番号標等隠ぺい行為者認定カード														
氏名	年	月	日	年	月	日（歳）	職業 学校名							
違反車両	☐ 四輪 ☐ 二輪（排気量							）						
現認日時	年							月	日午前後	時	分ごろ			
現認場所	奈良県										（道路名	）		
集団の規模等	台数											台	（ 四輪 二輪	台 台
現認時の集団の状況	☐ 発信直前（状態												）	
	☐ 一部発信（状態												）	
	☐ 走行中												）	
自動車登録番号標等の隠ぺい状況	☐ 取り外し ☐ 折り曲げ ☐ 粘着テープはり付け ☐ その他（								指揮者等の指示の有無 ☐ 有り ☐ 無し					
暴走集団と認定すべき事情	集団の走行状態		☐ 広がり走行 ☐ 蛇行運転 ☐ 縦列走行 ☐ 交互追い越し ☐ 一定区間の周回 ☐ その他（								）			
	集団暴走の意思		1 認定資料 ☐ 有り（別添） ☐ 無し 2 その他 ☐ 旗 ☐ 特攻服 ☐ ステッカー ☐ その他（								）			
	暴走集団のグループ名													
	その他暴走集団と認定した理由		☐ 有り（別添） ☐ 無し											
検挙者		年										月	日	
		所属										階級	氏名	㊟
認定者		年										月	日	
		所属										階級	氏名	㊟